

公 示

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

令和 8 年 8 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

登録番号	24	登録年月日	平成15年8月29日
登 録 検 査 機 関 の 名 称	有限会社 佐久平興農		
代 表 者 氏 名	代表取締役 野村 貴俊		
主たる事務所の所在地	長野県佐久市取出町39番地1		

登録の区分	品 位 等 検 査						
農産物の種類	国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
長野県	柳澤 賢也	玄米	K2008016				
備 考	農産物検査員の新規登録						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

公 示

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

令和 8 年 8 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

登録番号	9	登録年月日	平成13年8月30日				
登 録 検 査 機 関 の 名 称		信州うえだ農業協同組合					
代 表 者 氏 名		代表理事組合長 丸山 勝也					
主たる事務所の所在地		長野県上田市大手二丁目7番10号					
登録の区分	品 位 等 検 査						
農産物の種類	国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地
	和田 一男	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1114184				
	小泉 健吾	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1114185				
	山浦 斉	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1114186				
	小林 正徳	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1115207				
	竹内 正彦	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1116140				
	田守 竹夫	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1118034				
	掛川 正幸	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1126083				
	和田慎太郎	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1126085				
	清水 裕樹	玄米、小麦、大麦、大豆	K2030004				
	竹内 貴樹	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2001001				
	神津 颯	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2001002				
備 考	農産物検査員の登録抹消						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

登録番号	9	信州うえだ農業協同組合		No.2			
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
長野県	飯川 賢一 竹内 汐音	玄米、小麦、大麦、大豆、そば 玄米、小麦、大麦	K2003004 K2005008				
備 考	農産物検査員の登録抹消						

様式3－4号

公 示

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

令和 8 年 8 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

登録番号	1	登録年月日	平成13年8月30日
登 録 検 査 機 関 の 名 称	佐久浅間農業協同組合		
代 表 者 氏 名	代表理事組合長 高柳 利道		
主たる事務所の所在地	長野県佐久市猿久保882番地		

登録の区分	品 位 等 検 査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先		
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
長野県	高橋 快吏	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2004007				
備 考	農産物検査員の登録抹消						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。